

個人事業主のお客さま向け

会計お手伝いセット



「仕訳作業をラクにしたい!」「確定申告書、決算書の作成をラクにしたい!」という個人事業主さまの声にお応えするクラウド型会計サービスと電気料金とのセットメニューです。

(株)マネーフォワードとの業務提携によりお得なパッケージプランを共同開発いたしました。

個人事業主さま向けサービス※1です

入力作業や、仕訳、決算書等の作成が自動でできます!

面倒な会計業務がたったの3ステップで完了

※1 法人向けサービスも現在検討中です。

自動取得

金融機関から明細を自動取得するので、入力の手間が省けます。

自動仕訳

取り込んだ明細に、勘定科目を自動提案。仕訳の手間が省けます。

自動作成

日々のデータから決算書・確定申告書を自動作成します。



セットメニューの概要

サービス料金: 1,080円/月(税込)

加入対象※2

●中部電力エリア内の個人事業主さま
(低圧で電気の供給を受けている方)

●月々のセット料金のイメージ

セット料金

電気の基本料金 + サービス料金※3 1,080円 + 電力量料金※4 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金 - 料金割引

※2 ご契約期間は2年間となります。サービス利用を停止される場合、残りの期間は「電気料金メニュー」部分のみのご契約とさせていただきます。
※3 サービス料金は、電気の基本料金に合算して、毎月ご請求いたします。 ※4 電力量料金には、燃料費調整額が含まれます。

●本サービスと組み合わせられる電気料金メニュー

電気料金メニュー	基本料金 (ひと月につき、円/税込)		電力量料金単価※5 (1kWhにつき、円/税込)		割引額 (ひと月につき/税込)
ポイントプラン	契約電流 10A	280.80	最初の120kWhまで	20.68	-
	契約電流 15A	421.20	120kWhをこえ300kWhまで	25.08	
	契約電流 20A	561.60	300kWhをこえる	27.97	
	契約電流 30A	842.40			
おとくプラン	契約電流 40A	1,123.20	最初の120kWhまで	20.68	100円
	契約電流 50A	1,404.00	120kWhをこえ300kWhまで	25.08	
	契約電流 60A、契約容量6kVA	1,684.80	300kWhをこえる	27.97	
とくとくプラン	契約容量 7kVA以上	1kVAあたり 280.80円	最初の120kWhまで	21.18	100円
			120kWhをこえ300kWhまで	25.08	
			300kWhをこえる	26.57	

※5 燃料費調整単価は含まれておりません。



法人向けWEB会員サービス「ビジエネ」では、お客さまのビジネスに役立つサービスをご用意しています。(個人事業主の方もご利用いただけます。)

ビジエネは、パソコン・スマホから
ご登録いただけます! 登録無料

法人向けWEB会員サービス
ビジエネ

ビジエネ
https://bizene.chuden.jp/



※ビジエネへのご登録およびご利用は無料です。ただし、インターネット接続料および通信料はお客さまのご負担となります。 ※本リーフレット記載の料金には消費税等相当額8%を含みます。
※現在ご契約いただいている料金メニューにおける当社設備の工事または自然災害などによる停電(使用制限含む)時の料金割引措置は、会計お手伝いセットにはございません。
※本サービスには、税理士法所定の税理士業務および公認会計士法所定の公認会計士の業務を提供するものではありません。
※本セットメニューの詳細については、当社ホームページ掲載の「基本契約要綱(低圧)」「個別要綱」「セットメニュー要綱」「会計お手伝いサービス利用規約」をご確認ください。

時代の先へ。ひとりのそばへ。

中部電力株式会社

ご契約に関わる重要事項

中部電力株式会社

1 ご契約の成立および契約期間について

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が供給承諾の意思表示を行ったときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます)の翌年度の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申し入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (4) 契約期間満了の際は、その旨をお客さまにお知らせいたします。

2 ご請求金額の計算方法等について

- (1) 1ヶ月のセット料金は、契約電流、契約容量もしくは契約電力によって決まる電気の基本料金と、サービス料金およびご使用量に応じて決まる電力量料金(燃料費調整額を含む)の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。
*燃料費調整額は、電気をつくるために必要な燃料(原油・LNG(液化天然ガス)・石炭)の価格は、市場や為替等の外部要因により変動します。燃料費調整制度は、これらの価格変動に応じて電気料金を調整するしくみです。当月分の電気料金に適用する燃料費調整額は、当社ホームページをご確認ください。
*再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーによって発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利用する全てのお客さまに、賦課金として、電気のご使用量に応じた負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。電気料金に適用する再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当社ホームページをご確認ください。

<計算方法>

セット料金=電気の基本料金(税込)+サービス料金(税込)+電力量料金単価(税込)×ご使用量+燃料費調整単価(税込)×ご使用量-口座振替初回引落し割引額(税込)
+再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量-おとく割(税込)^注

- 注)電気料金メニューがおとくプランとおとくプランの方は、おとく割が適用されます。
*全く電気をお使いにならない場合(先月の検針日から当月の検針日までの差引きが0kWhの場合)の電気の基本料金は、半額となります。ただし、サービス料金はこの限りではありません。なお、この場合、おとく割は0円といたします。
*電力エネポイント料金をお支払いにご利用いただけます。
- (2) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間を1か月間とし、その間のご使用量に基づき計算した金額を請求させていただきます(新規のご契約時等で、やむを得ず検針日に検針できない場合には、翌月まとめて請求させていただくことがあります)。また、お引越等により、ご使用期間が1か月に満たない場合、日割り計算を行います。
- (3) お客さまが料金を支払期日(検針日の翌日から30日)を経過してお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息をお支払いされた日以降の料金とあわせてご請求させていただきます。ただし、支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合、延滞利息はいただきません。

3 供給電圧および周波数について

供給電圧は、標準電圧100Vまたは200Vといたします。周波数は、標準周波数60Hz(一部地域は50Hz)といたします。

4 工事費等の負担について

契約の開始・変更、設備変更その他お客さまの都合による契約内容の変更により、工事費等の負担金が発生した場合は、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

5 お支払い方法について

料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いについては、原則次によります。

- ・クレジットカード支払
- ・口座振替支払
- ・振込用紙支払

*クレジットカード支払、口座振替支払をご希望されないお客さまは、振込用紙支払となります。

*クレジットカード支払、口座振替支払をご希望のお客さまで、クレジットカードでのお支払いが承認されない場合や振替ができない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただきます。

6 使用電力量の計量方法について

使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日における電力量計の読みと前回の検針日における電力量計の読みの差引きにより算定いたします。また、計量器の故障等によって、使用電力量を正しく計量できなかった場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

7 ご契約の変更・解約およびそれに係る料金について

- (1) ご契約内容の変更またはご契約の解約をご希望される場合は、当社間い合わせ先へお電話いただくか、または当社ホームページからお手続きをしていただけます。
- (2) お客さまが契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、当社は需給契約の解約または変更の日に、料金および工事費を精算していただきます。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は、または非常災害等やむを得ない理由による場合を除きます。

8 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について

(1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。なお、この場合にはあらかじめその旨をお知らせいたします。

- ア 料金を、支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - イ 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ウ 基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱から生ずる金銭債務をいいます)を支払われない場合
 - エ お客さまがその他基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に反した場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期限までにその理由となった事実を解消されない場合、契約を解約することがあります。
- ア お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ウ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - エ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合
 - オ その他、当社が定める基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に反した場合

(3) お客さまが、当社へ連絡なく移転され、電気の使用がないことが明らかな場合

9 違約金および設備賠償金について

- (1) お客さまが、8 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について (2) イ～エに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、当社が定める基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6か月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について、修理可能な場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は、帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。

10 需要場所への立ち入りによる業務の実施について

当社(当社が委託した業者を含む)は、当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

11 保安に対するお客さまの協力について

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - ア 電気の供給に必要な電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - イ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、(1)に準じて、適当な処置をいたします。

12 信用情報の共有について

お客さまが、基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報(お客さまを識別できる情報をいいます)を他の小売電気事業者等へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

13 その他

- (1) 上記に記載のない事項については、当社が別途定める基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によります。なお、基本契約要綱および個別要綱は、当社ホームページからご確認ください。
- (2) 当社は、基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱を変更する場合があります。この場合、当社は基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱の変更の内容をお客さまにお知らせいたします。
- (3) ご加入いただく際は、WEBサービス「ビジエネ」からお申込みください。
- (4) 各種お問い合わせは、下記までご連絡ください。

中部電力株式会社 本社所在地:愛知県名古屋市中区東新町1番地	
<お申込み・ご契約内容に関するお問い合わせ>	<サービス内容・操作方法に関するお問い合わせ>
◆中部電力株式会社 0120-352-827	◆株式会社マネーフォワードコールセンター 03-6453-9841
(受付時間 9:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く))	(受付時間 10:30~17:00(土曜、日曜、祝日を除く))
当社ホームページURL:http://www.chuden.co.jp/	

*サービス内容については、当社ホームページ掲載の「会計お手伝いサービス利用規約」をご確認ください。

中部電力

×
マネー
フォワード

Money Forward

「クラウド型会計ソフト」
で運営実績豊富な
(株)マネーフォワードとの
業務提携によりおトクな
パッケージプランを
共同開発いたしました

個人事業主向け

(低圧で電気の供給を受けている方)

手間ひまのかかる会計業務を自動化できる!

会計お手伝いサービス



法人向けサービスも
現在検討中です



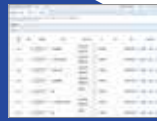
会計お手伝いサービスなら3つのメリットで個人事業主の皆様を支援します!

取引明細を
金融機関から
自動取得



入力作業の 自動化

取引明細から推測し、
勘定科目を自動選択



仕訳作業の 自動化

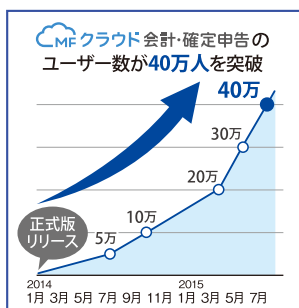
確定申告書や
収益レポート等を
自動取得します



確定申告書等の 自動作成

いま、会計業務は大きく変化してきました

インターネットを通じた取引の普及によって、会計業務は大きく変化してきており、本サービスで採用する「クラウド型会計ソフト」の導入が増えています。



(株)マネーフォワードの会計ソフト「MFクラウド」について

インターネットを活用した会計ソフトを運営しており、同社の「クラウド会計ソフト」の利用者は40万人を突破。1,200を超える会計事務所で導入されるなど、採用実績も豊富で、高いユーザー満足度を得ています。

簿記の知識がなくても活用できる **92%**

日々の会計処理がラクになる **87%**

※(株)マネーフォワードによるアンケート調査(平成27年8月)

いくらかかるの?

月額 1,080円 (税込)

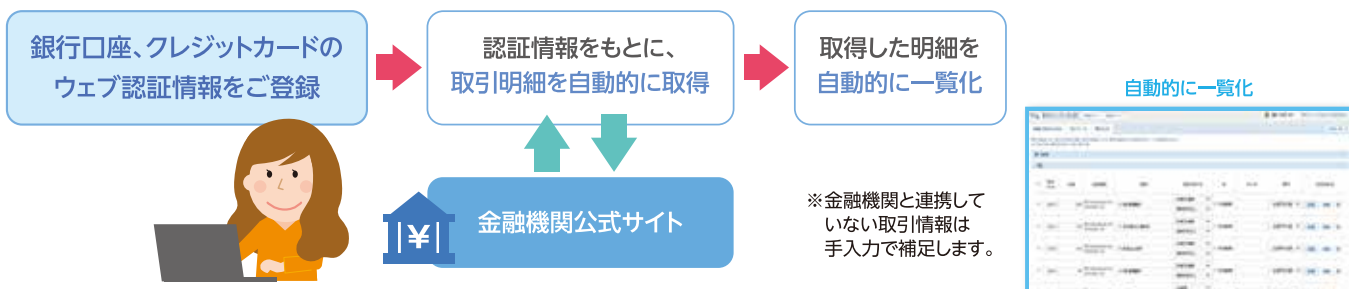
※組み合わせ可能な電気料金メニューについては7ページをご確認ください

※本サービスは、確定申告など個人の会計・税務業務を支援するものであり、法人向けの会計処理には対応していません。

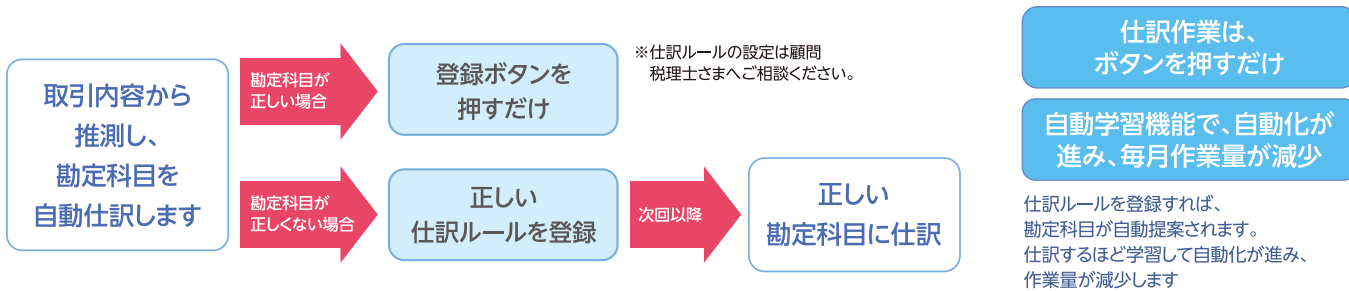
会計お手伝いサービスの特徴

手間ひまのかかる会計業務を大幅に効率化します。

入力作業の自動化 取引内容入力などの作業負担を大幅に軽減します



仕訳作業の自動化 入力後の各勘定科目への仕分け作業を大幅に軽減します



確定申告書等の自動作成 各帳票の作成負担を大幅に軽減します

※必要に応じて手動等で修正が必要な場合がございます。

確定申告に必要な書類作成

- 確定申告書
- 青色申告決算書
- 収支内訳書 ※ e-Taxにも対応

経営に役立つレポートの作成

- キャッシュフロー
- 収益レポート
- 取引先サポート

会計帳簿

- 仕訳帳
- 総勘定元帳
- 試算表
- 現預金出納帳
- 補助元帳

金融機関と同レベルのセキュリティで皆さまのデータをお守りします

本サービスで提携する(株)マネーフォワードでは、セキュリティを第一にシステムを構築・運用しております。システムの安全性を確認するために定期的に自社内におけるセキュリティ確認のみならず、外部のセキュリティ脆弱性評価会社からの第三者診断を受けてサービスを提供しております。安心してご利用ください。



Windows・Mac・タブレットでも使える

インストール不要のため、インストールした端末でしか使えないという制約もありません。

パソコン故障等によるデータ消失リスクを軽減

パソコン等の端末でデータ保管しないため(=クラウドバックアップ)、端末破損や紛失、災害時も、データは安全です。

税率変動等のバージョンアップにも対応

税率変動等の法令改正に無料でバージョンアップ対応します。

税理士さまとの共有も簡単

複数名で同じ情報を共有できるため、税理士・会計士さまとのデータ授受が不要です。権限の制限も可能なため、不要な情報は見えないように設定できます。

他社ソフトからのデータ移行も充実

現在お使いの会計ソフトからのデータ移行も可能です。移行可能なソフトについては右記までお問い合わせください。

ご利用方法等に関する電話サポートサービスも充実しています。

(株)マネーフォワード コールセンター
03-6453-9841 (平日10:30~17:00 土・日・祝日を除く)
※平成28年1月15日からご利用いただけます。